

第43回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成23年6月7日(火曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎		
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	12番	岡 本 安 夫		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (17名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	会 計 課 長	長 尾 富 夫	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 報告第 1 号 平成 22 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号 専決第 4 号）
- 日程第 6 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号 専決第 5 号）
- 日程第 7 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 8 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号 専決第 7 号）
- 日程第 9 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 10 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 5 号 専決第 9 号）
- 日程第 11 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 10 号）
- 日程第 12 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 11 号）
- 日程第 13 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 12 号）
- 日程第 14 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号 専決第 13 号）
- 日程第 15 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 4 号 専決第 14 号）
- 日程第 16 . 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 15 号）
- 日程第 17 . 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 16 号）
- 日程第 18 . 議案第 66 号 工事請負契約の締結について（桑野地区ほ場整備工事第 2 工区）
- 日程第 19 . 議案第 67 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 議案第 68 号 佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 . 議案第 69 号 佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 . 議案第 70 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 . 議案第 71 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 . 議案第 72 号 佐用町民グラウンド条例を廃止する条例について
- 日程第 25 . 議案第 73 号 佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 . 議案第 74 号 町営土地改良事業の計画変更について
- 日程第 27 . 議案第 75 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について

- 日程第 28 . 議案第 76 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 29 . 議案第 77 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 30 . 議案第 78 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 31 . 議案第 79 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 32 . 委員会付託について

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長 (矢内作夫君) 皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 43 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労さまでございます。

3 月 11 日に、あの悪夢のような大震災以降もう、3 カ月がこう、過ぎようとしておりますが、まあ、原発の問題をはじめ、地震、津波、その後の復旧、復興を被災された方々に、最も早く対応すべき義援金すら、まだこう、数十パーセント、十数パーセントしか配布されていないというようなことをお聞きをいたしております。何よりも早期の対応を国、県、また、政府にお願いをするところであります。

さて、本日、本定例会に提案されず議案につきましては、後ほど町長より提案の説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進めていただき、適切妥当な議決をいただけますよう、ご協力をお願いするところであります。

また、先日、5 月の 31 日に県議長の総会がございました。その際、今、伝達した件もあったわけなんです、新しい、新年度の議長の役員改選が行われました。新会長に、神崎町議会議長の安部議長、そして第一副会長に、猪名川町の道上議長、そして第二副会長に佐用町の議長の私がということで、選任をされました。まあ、任期は 2 年ということであります。今後まあ、県に出かけることも多くなるというふうに思いますので、皆様方にも、ご協力を、ひとつよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

また、佐用町の議長、任期というのは、2 年であります。また、後 1 年でありますので、その 1 年の残任期間につきましては、新しい議長に受け継いでいただくということになるというふうに思いますので、そのこともあわせて、ひとつよろしくをお願いをしておきたいというふうに思います。

さて、今期定例会に、条例に関する案件が 7 件、平成 23 年度各会計補正予算案が 5 件、専決処分の承認が 13 件、契約に関する案件が 1 件など、計 27 案件が付議をされております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきまして慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくをお願いをいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

町長、あいさつをお願いします。

町長 (庵造典章君) 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝から、ご苦労様です。

また、うっとうしい、梅雨空が戻って参りました。非常にまあ、今年は、雨が多いわけ

ですけれども、田植えの方もですね、今、順調に町内進んでおり、だいたいまあ、終盤にかかったかなという感じであります。

今年まあ、場所によると思うんですけども、ホテルが非常にたくさん飛び交っております。そういう梅雨の季節を迎えた中で、6月定例議会でございます。先ほど、議長からごあいさついただきましたように、たくさんの案件を提案をさせていただいておりますので、ひとつ十分にご審議をいただき、適切妥当な結論に賜りますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

まあ、また、提案で、それぞれ説明をさせていただきますけれども、専決予算をさせていただきます、22年度の最終補正予算におきましてですね、財政調整基金に3億8,000万円を積戻しをさせていただいております。まあ、これによりまして、22年度当初の財政調整基金の総額に、だいたいほぼ、同額となります。26億9,000万ということでございます。

それから、新しく基金条例を議決いただいておりますけれども、災害復興基金に、2億9,500万を基金として積み立てを行いました。まあ、東日本の大震災の、これから非常にまあ、影響というのがですね、財政的にも、この地方自治体にも及んでくる。来ようかというふうに思っておりますが、まあ、佐用町の災害復興も、概ね今、それぞれ順調に進めておりますけれども、まだまだ、いろんな課題がたくさんありますし、また、新しい災害も発生をしたりしております。住民の皆さんが、安心していただくためにも、この復興基金、災害基金をですね、十分活用させていただいてですね、それぞれ、いろんな地域の対策、ご要望にもお応えをさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

まああの、非常に暑い、蒸し暑い時期であります。皆さん方も健康に十分気をつけられまして、この6月議会、最後まで、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第43回佐用町議会定例会を開会をいたします。

なお、今期定例会のために、地方自治法第121条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

ここで、12番、岡本安夫議員から入院のためということで、欠席届が出ておりますので、認めております。報告をしておきます。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名いたします。

1番、石堂 基君。17番、平岡きぬ糸君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は本6月7日から6月24日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日6月7日から6月24日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3．行政報告

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3に入ります。
これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。
町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点について、行政報告をさせていただきます。
まず最初に、佐用地域における災害時の道路情報伝達訓練の実施について、報告をさせていただきます。

去る6月2日木曜日に、災害時、高速道路や一般道路の情報を、関係機関が共有するための訓練を、上月体育館において実施をいたしました。

この訓練の目的は、豪雨時の高速道路等の道路通行規制・避難勧告等の発令に伴う情報を関係機関で迅速正確に共有し、対応を図る訓練を行うことで、災害時の自動車移動者の安全を確保するものであります。

関係機関は、佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会を構成する国土交通省鳥取河川国道事務所、佐用警察署、西日本高速道路株式会社関西支社と中国支社の道路管制センター、福崎管理事務所、津山高速道路事務所及び兵庫県光都土木事務所や関係機関として、県警高速道路交通警察隊。また、宍粟市、美作市及び高速道路関係機関など、7団体、約70人でありました。

実施方法は、台風による豪雨で、町内各地に冠水被害が出たとの想定で、各機関が、河川の水位や雨量などに応じ、とるべき行動を、準備段階、避難準備情報発表段階、避難勧告発令段階、体制解除段階の4段階に分けて報告する、図上シミュレーション訓練といたしました。

訓練の中で、西日本高速道路株式会社が、冠水後に佐用インターで降りる車両を、同社の敷地に誘導することや、沿線自治体の避難勧告発令を高速道路上の電光掲示板で表示するなど、災害時に新たに取り組むべき対策も報告をされました。

反省会では、管理責任がない道路でも、各機関が入手した情報を伝達するなどの意見が交換をされたところでございます。

町といたしましても、今後、関係機関との速やかな情報伝達と情報収集を行い、被害の防止に努めて参りたいというふうに考えております。

次に、国保運営協議会の開催と、その結果につきまして、報告をいたします。

去る、5月31日に国保運営協議会を開催をいたしまして、22年度の決算を基に、国保会計の状況と、今後の見通しを協議をしていただきました。厳しい財務状況が続いておりますが、まあ、一般会計からの法定外の繰り入れも22年度とほぼ同額で納まり、また、

災害の影響も、まだまだ残っており、国保加入者の経済状況も大変厳しい状況を考慮して、23年度も保険料率を据え置くことが妥当であるとの結論をいただきましたので、今年度におきましては、保険料率の改定は行わないということといたします。

続きまして、久崎住宅の建設工事について報告をいたします。

去る、先の第42回の臨時議会において、工事請負契約の議決をいただきました、久崎住宅建設工事につきましては、5月の22日から旧JA倉庫の解体工事に着手をいたしております。今後、6月、この中旬から基礎工事に入り12月の完成を目指して工事を進めて参りたいと思っております。この6月10日には、午前10時より、施工業者、株式会社進藤組による安全祈願祭が執り行われる予定であります。議長、副議長、産業建設常任委員の皆様には、出席の、ご出席いただきますようご案内が行っているというふうに聞いておりますので、議会の会期中ではございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配布をしておき、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．報告第1号 平成22年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、報告第1号であります。

報告第1号、平成22年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、平成22年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、平成22年度地域活性化・きめ細かな事業など7事業、繰越額合計12億4,207万5,000円の財源内訳は、国県支出金6億4,364万4,000円。地方債3億5,560万円。その他特定財源461万5,000円。一般財源が2億3,821万6,000円でございます。

次に、朝霧園特別会計でございますが、平成22年度地域活性化・きめ細かな事業の繰越額が3,918万1,000円で、その財源は全額が、その他特定財源、一般会計からの繰入金でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、簡易水道事業の繰越額520万円の財源内訳は、その他特定財源として、水道管移設補償費500万円、一般財源20万円で、簡易水道施設災害復旧事業につきましては、800万円を繰り越し、その財源は、地方債が700万円、一般財源が100万円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額 810 万円の財源内訳は、国県支出金 405 万円、一般財源 405 万円でございます。

西はりま天文台公園特別会計につきましては、平成 22 年度地域活性化・きめ細かな事業の繰越額が 750 万円。その財源は全額が、その他特定財源、一般会計からの繰入金でございます。

笹ヶ丘荘特別会計につきましては、平成 22 年度地域活性化・きめ細かな事業の繰越額が、3,560 万円。その財源は全額が、その他特定財源、一般会計からの繰入金でございます。

最後に、宅地造成事業特別会計でございますが、宅地造成事業の繰越額 2,310 万円の財源内訳は、地方債が 2,300 万円、その他特定財源として基金繰入金が 9 万 2,000 円、一般財源が 8,000 円でございます。

以上、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、町長の報告は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） お尋ねします。

まず、全体的なこともあるんですけども、一番気になる災害復旧から言いますと、農林水産関係と、それから公共土木の関係で、進捗率と、それから、現在、この金額が、全部繰り越しになっているのか、それとも、その一部はもう、使っているというのか、そのへんのことをお尋ねします。

議長（矢内作夫君） はい。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 公共土木施設災害につきましてはですね、まあ、2 月の時点で、繰越のあれを挙げさせていただいて、3 月に承認をいただいております。

内容につきましてはですね、まず、契約繰越分がですね、ああ、すいません。全体で、73 件の繰越をしております。その内、契約繰越が 58 件と。未契約繰越 15 件と、このようになっております。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 22 年度の繰越分でございますが、国県の補助事業につきましては、委託料につきましては、明許で繰り越しておりますのが、50、合わせてですね、施設と農地と合わせまして 51 件ございまして、その内で、繰り越しております 13 件ござい

す。

後、単費の関係は、これは、数は、かなりありまして、22年度分につきましては、100パーセントで、事業は終わっておるんですけども、ちょっと数じゃございますので、ちょっと率までは出しておりません。

議長（矢内作夫君） はい、笹田君、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 単純な質問ばかりなんですけども、その後の特別会計などで、もう工事が終わっているというものもあると思うんですが、この中の金額的に言いますと、金額が、もう終わっているものもあるのか、この中であるのかどうか、お願いします。ちょっと聞き方が下手ですけども。

議長（矢内作夫君） 分かる。ちょっと、よう分からなんだんやけどな、こっちも。質問の要旨が、よう分からなんだんやけどな。

8番（笹田鈴香君） ああ、ごめん、すいません。

あの、例えばですね、すいません。これは、西はりま天文台とか、笹ヶ丘の関係なんですけども、特別会計ですね。これが、例えば、天文台で言いますと、750万ですね、これが繰越になっているわけですが、当初の、その最初の予算で言いますと、約1,000万ほどあったと思うんですが、どういうものが終わっているか、工事の内容ですね。

それから、笹ヶ丘で言うと、終わったものは、どういうものが、そういった方法で、お尋ねしたいと思いますが、どういうものが、後残っておりますか。できたものは何でしょうか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） お答えいたします。

既に使っております予算は、設計費等に使っております、今年度は、その、実際の施策と言いますか、工事のみの予算が750万残っております。

議長（矢内作夫君） 他のところも、全部、そういう形で、お尋ねされておるわけですか。

8番（笹田鈴香君） はい、そうです。お願いします。

議長（矢内作夫君） ほな、商工観光からいこか。ほなら。商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 笹ヶ丘荘特別会計でございますが、先ほど来、公園長の方からありましたように、設計とか、あるいは工事、そういったものについて繰越をさせていただいております。

なお、需用費でございますとか備品購入については、22年度で対応をさせていただいたということで、設計費、工事費が、繰越をさせていただいておるということでございます。

それから、宅地造成事業でございますけれども、これにつきましても、登記委託料、それから工事請負費、それから、水道工事の分担金というものを繰越をさせていただいて、後の用地購入なり補償費については、既にまあ、実施済みということでございます。

なおまた、宅地造成工事業につきましても、繰越をさせていただいて、工期を5月20日というふうに定めてございまして、既にまあ、工事については、完了しておるということでございます。合わせて、ご報告申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、引き続いて、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 簡水の特別会計ですね、特環の特別会計ですけども、工期をですね、5月ないし6月とかですね、合わせておりますので、1件は完了しておりますけれども、他2件はですね、精算中です。まだ、工事もやっているところもあります。

それと、特環の方についてはですね、工期を7月になっておりますので、それは、整理をさせていただいております。

議長（矢内作夫君） 特環の方は、どがいなんかな。

上下水道課長（小林裕和君） 今、特環言いました。

議長（矢内作夫君） そこ、両方とも済んだんやな。ほんなら。ごめん、ごめん。
ええっと、朝霧園。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 1月の21日にですね、4,000万の予算をいただきまして、その内ですね、委託料が250万。それから、工事請負が3,750万いただきました。そういう中で、特殊な事業でもございますので、22年度においてはですね、実施設計をさせていただいております。入札を経て、業者決めて、3月25日までに仕事をしていただいた、そういう中で、繰越が3,918万1,000円でございますけれども、その内、工事請負は、全然手を、当然つけておりませんから、その内訳は、3,750万。それから委託料は、168万1,000円でございます。そういう中で、5月の26日に指名競争入札を行いまして、6社参加で1社決まりました。

それで、今ですね、東日本大震災の関係で、各種にわたって、工事関係、材料ですね、資材関係が遅れておりますので、用心を踏みまして、工期を5月30日から10月31日まで取っております。合わせて、委託料においては、設計管理料ですね、これをお願いをいたしておるということでございまして、もう間もなくですね、工事に本格的に入るということでございます。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。ほかに。
ないようですので、これで報告第1号に対する質疑を終結をいたします。

-
- 日程第 5 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号 専決第 4 号）
- 日程第 6 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号 専決第 5 号）
- 日程第 7 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 8 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号 専決第 7 号）
- 日程第 9 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 10 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 5 号 専決第 9 号）
- 日程第 11 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 10 号）
- 日程第 12 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 11 号）
- 日程第 13 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 12 号）
- 日程第 14 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号 専決第 13 号）
- 日程第 15 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 4 号 専決第 14 号）
- 日程第 16 . 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 15 号）
- 日程第 17 . 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 16 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 5 ないし日程第 17 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算、第 6 号、専決第 4 号。

承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、第 5 号、専決第 5 号。

承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算、第 3 号、専決第 6 号。

承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算、第 2 号、専決第 7 号。

承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、第 4 号、専決第 8 号。

承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、第 5 号、専決第 9 号。

承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、第 5 号、専決第 10 号。

承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、第 3 号、専決第 11 号。

承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、第 5 号、専決第 12 号。

承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、第 4 号、専決第 13 号。

承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、第 4 号、専決第 14 号。

承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、第 3 号、専決第 15 号。

承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、第 3 号、専決第 16 号を議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、承認第 5 号から承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第 5 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号）専決第 4 号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 6,449 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 147 億 5,052 万 1,000 円といたしました。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、11 万 9,000 円の減額。軽自動車税の歳入見込み額を精査したものでございます。次に、地方譲与税は、391 万 1,000 円の増額。

利子割交付金は、48 万 2,000 円の減額、配当割交付金は、326 万円の増額。株式譲渡所得割交付金は、144 万 1,000 円の増額。地方消費税交付金は、1,134 万 9,000 円の増額。ゴルフ場利用税交付金は、417 万 2,000 円の減額。自動車取得税交付金は、1,048 万 9,000 円の減額。これら、地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税は、3 億 9,447 万 5,000 円の増額。当該年度特別交付税の交付額が、10 億 9,579 万 4,000 円と確定したことに伴うものでございます。交通安全対策特別交付金は、28 万 9,000 円の減額。これにつきましても、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、371 万 2,000 円の増額でございます。うち分担金は 359 万円の増額で、農林水産業費分担金の精算見込みによる整理でございます。負担金は、12 万 2,000 円の増額で、各種事業における負担金の精算見込みを計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、1,330 万円の減額でございます。うち使用料におきましては、771 万円の減額で、行政財産使用料や各種公共施設使用料など、実績見込みに基づきまして、予算計上いたしております。手数料につきましても、559 万円の減額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、2,249万6,000円の減額でございます。うち国庫負担金におきましては、公共土木施設災害復旧費負担金などの実績見込みにより、2,119万4,000円の減額。国庫補助金におきましても、障害者地域生活支援事業補助金などの実績見込みにより184万3,000円を減額。国庫委託金におきましては、子ども手当事務費交付金などの実績見込みによりまして、54万1,000円の増額でございます。

県支出金につきましては、4,480万2,000円の減額でございます。うち県負担金におきましては、400万4,000円の減額で、後期高齢者医療にかかる保険基盤安定負担金など民生費関係の実績見込みに基づき予算計上いたしております。県補助金におきましては、総務費から教育費まで、各種事務事業の実績見込みに基づきまして、全体で2,761万5,000円の減額でございます。県委託金におきましては、1,318万3,000円の減額で、選挙事務費交付金、公共用地取得事務委託金などの実績見込みによるものでございます。

財産収入におきましては、8,348万1,000円を増額。うち財産運用収入におきましては、土地賃貸料4万5,000円の減額でございます。財産売払収入におきましては、8,352万6,000円を増額でございますが、笹ヶ丘グラウンド及び周辺の土地売払代金8,373万1,000円の追加計上によるものでございます。

寄附金につきましては、27万5,000円の減額。内容は、一般寄附金20万9,000円を増額、佐用商店街の活性化に対する指定寄附金300万円の皆減、農林水産施設災害復旧費寄附金の精算見込みに基づく217万1,000円を増額などでございます。

繰入金につきましては、久崎財産区特別会計繰入金250万1,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、938万9,000円を増額でございます。うち受託事業収入におきましては、民生費受託事業収入及び公団造林受託事業収入の精算見込みに基づきまして、285万6,000円を減額。貸付金元利収入におきましては、18万7,000円の減額。雑入におきましては、1,243万2,000円を増額でございます。

町債につきましては、4,760万円の減額でございます。農林水産業債、土木債、教育債及び災害復旧債におきましては、各事業の実績見込みに基づきまして、過不足額を計上いたしております。

次に歳出でございますが、各費目を通じまして、実績・精算見込みによる予算整理が主な内容でございます。

議会費につきましては、不用額を整理いたしまして204万5,000円の減額でございます。

総務費につきましては、5,949万8,000円の減額でございます。うち総務管理費は4,600万7,000円の減額、徴税費は237万円の減額、戸籍住民登録費は54万1,000円の減額、選挙費は1,061万8,000円の減額、統計調査費は11万1,000円を増額、監査委員費は7万3,000円の減額で、いずれも不用額の整理と人件費の調整を行うものでございます。

民生費につきましては、1億5,582万円の減額でございます。うち社会福祉費におきましては、1億3,226万1,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療費の精算が主な内容でございます。児童福祉費におきましては、2,121万1,000円の減額で、予算整理のほか、寄附金を財源といたしまして保育園費に図書購入費20万円を追加計上いたしております。国民年金事務取扱費及び災害救助費におきましては、不用額の整理で、それぞれ10万2,000円、224万6,000円の減額でございます。

衛生費につきましては、1億535万7,000円の減額でございます。うち保健衛生費におきましては、6,078万8,000円の減額。主な内容は、簡易水道事業特別会計繰出金7,360万3,000円の減額。生活排水処理事業特別会計繰出金につきまして、資本費平準化債の借り入れを見合わせたことに伴う3,207万2,000円を増額などでございます。清掃費におきましては、人件費の調整と不用額の整理で4,456万9,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、2,726万6,000円の減額で、農業費及び林業費とも、各

事業等の実績見込みに基づいて予算整理を行い、それぞれ 1,935 万 9,000 円、790 万 7,000 円の減額でございます。

商工費につきましては、472 万 7,000 円の減額。主な内容は、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 102 万 4,000 円の増額、歳入における指定寄附金の皆減により、佐用商店街活性化事業助成金 300 万円の減額などでございます。

土木費につきましては、1 億 3,464 万 6,000 円の増額でございます。うち土木管理費におきましては、68 万 2,000 円の増額で、災害対応資材購入に係る消耗品費 72 万 7,000 円の追加計上などを行っております。道路橋梁費、河川費及び都市計画費におきましては、各事業の実績見込みに基づく予算整理が主な内容で、それぞれ 6,341 万 7,000 円、3,180 万円、5 万 4,000 円を減額。下水道費におきましては、2 億 3,636 万 6,000 円の増額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を増額いたしております。生活排水処理事業特別会計と同様、資本費平準化債の借り入れを見合わせたことに伴うものでございます。住宅費におきましては、不用額の整理を行い、713 万 1,000 円の減額でございます。

消防費につきましては、669 万 4,000 円の減額。常備消防費におきまして、東日本大震災に係る緊急消防援助隊活動経費として普通旅費 69 万 8,000 円を増額したほか、予算額の整理を行うものでございます。

教育費につきましては、3,195 万 5,000 円の減額で、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費の各項すべて、不用額の整理と人件費の調整を行うことで、それぞれ 463 万 5,000 円、445 万 5,000 円、346 万 3,000 円、1,241 万 1,000 円、699 万 1,000 円の減額でございます。

災害復旧費につきましては、3,678 万 7,000 円の減額でございます。うち、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費におきましては、実績見込みに基づきまして、それぞれ 3,400 万 6,000 円、1,100 万 9,000 円を減額計上。公営企業災害復旧費におきましては、公営企業会計への繰出金の精算で、822 万 8,000 円の増額。内訳は、水道事業会計繰出金が 2,528 万 8,000 円の増額、簡易水道事業特別会計繰出金が 1,567 万 6,000 円の減額、生活排水処理事業特別会計繰出金が 138 万 4,000 円の減額となっております。

公債費につきましては、不用額を整理いたしまして、1,411 万 9,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、6 億 7,411 万 5,000 円の増額。基金費におきまして、財政調整基金積立金として 3 億 8,000 万円、災害復興基金積立金には 2 億 9,573 万 1,000 円を追加計上いたしております。災害復興基金積立金のうち、8,373 万 1,000 円につきましては、歳入で申しあげました笹ヶ丘グラウンド周辺の土地売払代金を充てております。

次に、繰越明許費の変更につきましては、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明をいたします。5 ページをご覧ください。

公共土木施設災害復旧事業につきまして、第 5 号補正で定めました限度額を、3 億 8,625 万円に改めるものでございます。

これで、以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）、専決第 5 号について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 4,814 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 3,996 万 9,000 円といたしました。

歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は 538 万 4,000 円の減額で、主なものは、一般被保険者分の医療給付費分現年課税分で 295 万 6,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 58 万 6,000 円、介護納付金分現年課税分で 63 万 1,000 円、医療給付費分滞納繰越分で 290 万円が、それぞれ

減額。また、退職被保険者分の医療給付費分現年課税分で 98 万 1,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 20 万 9,000 円、介護納付金分現年課税分で 24 万 3,000 円、医療給付費分滞納繰越分で 27 万 4,000 円がそれぞれ増額となっております。

使用料及び手数料は督促手数料で、2 万 4,000 円の増額となっております。

国庫支出金は 1,617 万 6,000 円の増額で、主なものは療養給付費等負担金で、1,511 万 1,000 円、財政調整交付金で 118 万 6,000 円がそれぞれ増額となっております。

療養給付費等交付金で 430 万円の減額、県支出金は県財政調整交付金で 466 万 5,000 円の増額となります。

繰入金では、一般会計繰入金が 6,106 万 3,000 円の減額で、主なものは、その他一般会計繰入金が 5,695 万 8,000 円の減額となっております。

諸収入では 174 万 7,000 円の増額で、主なものは一般被保険者延滞金で 37 万 8,000 円、退職被保険者等延滞金で 22 万 8,000 円、雑入で 79 万円が、それぞれ増額となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

総務費では、不用額を精査し 27 万 2,000 円の減額であります。

保険給付費は、支払い実績により 3,772 万 9,000 円の減額で、主なものは、一般療養給付費で 1,894 万 4,000 円、退職療養給付費で 999 万 5,000 円、一般高額療養費で 209 万 6,000 円、退職高額療養費で 71 万 4,000 円、出産育児一時金で 252 万円、葬祭費では 130 万円とそれぞれ減額となります。

保健事業費は不用額を精査し、35 万 7,000 円の減額であります。

予備費におきましては、不用額 977 万 9,000 円をそれぞれ減額といたしました。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案説明といたします。

次に、承認第 7 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）、専決第 6 号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 364 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 636 万 3,000 円といたしました。

歳入より説明をいたします。

支払基金交付金は 175 万 1,000 円を減額、国庫支出金は 110 万 1,000 円の減額、県支出金は 27 万 6,000 円の減額、一般会計繰入金を 51 万 6,000 円の減額になっています。

次に、歳出であります。医療諸費は 360 万円の減額で、主なものは医療給付費で 300 万円、医療費支給費で 30 万円、審査支払手数料で 30 万円とそれぞれ減額となります。

諸支出金は 39 万円の減額となっております。

〔「3 万 9,000 円」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 3 万 9,000 円。えっ、39 万円の減額と、どっちが間違ってるん。

訂正いたします。諸支出金は、3 万 9,000 円の減額となっております。

以上で、老人保健特別会計補正予算の、提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 8 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、専決第 7 号について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1,095 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 4,749 万 8,000 円といたしました。

歳入より説明を申し上げます。後期高齢者医療保険料は 69 万 4,000 円を減額。主なものは、特別徴収保険料で 1,100 万円の減額、普通徴収保険料では 1,030 万 6,000 円の増額となっております。県広域連合支出金は 46 万 4,000 円の増額。繰入金の一般会計繰入金

は 977 万 6,000 円の減額となり、主なものは、保険基盤安定繰入金で 530 万 4,000 円、その他一般会計繰入金で 170 万 3,000 円をそれぞれ減額しております。繰越金は 69 万 8,000 円の減額。諸収入では保険料還付金 26 万 2,000 円の減額となっております。

次に、歳出であります。総務費では不用額を精査し 72 万 2,000 円の減額。保健事業費では、後期高齢者健康診査委託料を 20 万 8,000 円の減額。後期高齢者医療広域連合納付金は 982 万 9,000 円の減額となっており、主なものは、保険料等負担金で 191 万 4,000 円、保険基盤安定制度負担金で 530 万円、広域連合共通経費分賦金で 261 万 5,000 円をそれぞれ減額となっております。諸支出金では保険料還付金を 20 万円減額となっております。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の、提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、専決第 8 号について、提案のご説明を申し上げます。

はじめに、事業勘定の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,975 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 8,382 万 5,000 円といたしました。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入から説明を申し上げます。

保険料においては、第 1 号被保険者保険料 218 万 8,000 円を減額しております。分担金及び負担金につきましては、認定審査会受託負担金 2 万 5,000 円の増額であります。使用料及び手数料については、督促手数料 5,000 円を増額いたしております。国庫支出金においては 612 万 4,000 円の減額、支払基金交付金 1,000 円の減額、県支出金 4,000 円の減額はそれぞれ交付決定により行ったものでございます。繰入金 1,444 万 4,000 円の減額は、事業完了による一般会計からの繰入金 266 万 4,000 円、介護給付費準備基金等からの繰入金 1,178 万円のそれぞれの減額であります。諸収入は、2 万 7,000 円減額いたしております。町債では、第 2 表、地方債補正により、財政安定化基金貸付金を 300 万円増額し、その限度額を 3,000 万円に改めるものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費 81 万 3,000 円減額の内訳は、総務管理費 68 万 7,000 円、介護認定審査会費 1,000 円、運営委員会費 8 万 6,000 円、地域支援事業費 3 万 9,000 円のそれぞれ不用額でございます。保険給付費 1,611 万 7,000 円減額の内訳は、各種サービスの確定によるもので、介護サービス等諸費 1,092 万 8,000 円、支援サービス等諸費 290 万 6,000 円、その他諸費 12 万 7,000 円、高額介護サービス等費 1 万円、特定入所者介護サービス等費 39 万 4,000 円、高額医療合算介護サービス等費 175 万 2,000 円のそれぞれの不用額でございます。地域支援事業費 118 万 9,000 円減額の内訳は、介護予防事業費 16 万 6,000 円、包括的支援事業費 24 万 4,000 円、任意事業費 77 万 9,000 円のそれぞれ不用額であります。また、基金積立金では 136 万 1,000 円を増額する一方、予備費については 300 万円を減額いたしております。

サービス事業勘定についての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 万円を減額して、歳入歳出予算のそれぞれ 905 万 6,000 円に改めるものでございます。

歳入では、介護給付費収入 1 万 4,000 円を減額、予防給付費収入 6,000 円を減額をいたしております。

次に、歳出で、居宅サービス事業費 2 万円を減額をいたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 5 号）、専決第 9

号について、提案のご説明を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 157 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,100 万円に改めるものでございます。その中身は、いずれも事業の終了及び確定によるもので、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入より説明をいたします。

事業収入において、2 万 9,000 円を増額し、繰入金においては、一般会計繰入金 165 万 1,000 円を減額いたしております。諸収入では、受託事業収入などで 4 万 9,000 円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、まず、老人ホーム費では、人件費等の確定、施設の維持管理費の精査などにより 153 万 4,000 円の減額いたしております。予備費で、4 万円の減額をいたしております。

以上、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案説明といたします。

次に、承認第 11 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）専決第 10 号につきまして、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 6,886 万 2,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 6 億 7,477 万 4,000 円といたしました。

歳入から説明をいたします。分担金及び負担金においては、加入負担金 310 万円、使用料及び手数料の使用料を 1,034 万 9,000 円、雑入 73 万 5,000 円、町債 850 万円を追加し、工事負担金 237 万円、繰入金 8,927 万 9,000 円を減額をいたしました。

次に歳出であります。一般管理費においては、人件費、需用費及び役務費等決算見込みにより 46 万 6,000 円を減額し、現場管理費においては、各簡易水道施設の維持管理経費や工事請負費不用額で 1,013 万 5,000 円を減額をいたしました。建設改良費においては、委託料と工事請負金不用額 946 万円を減額をいたしました。また、簡易水道施設災害復旧費で 867 万 6,000 円を減額をいたしました。最後に、予備費 50 万円を減額いたしております。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第 12 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）専決第 11 号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,818 万円を減額し、歳入歳出の予算総額を 8 億 5,162 万 8,000 円といたしました。

歳入からご説明を申し上げます。分担金及び負担金におきましては、新規加入 1 件と工事負担金の減額を調整し、22 万 3,000 円、使用料は、公共下水道施設使用料を 146 万円、繰入金は資本費平準化債の借入れ中止により 2 億 3,636 万 6,000 円を追加し、雑入で 413 万 9,000 円、町債は 2 億 5,210 万円を減額をいたしました。

次に歳出についてご説明をいたします。一般管理費は、55 万 4,000 円、現場管理費は需用費等 604 万 8,000 円をそれぞれ減額をいたしております。建設改良費では、委託料や工事請負金等不用額 878 万 9,000 円を減額、公債費の町債償還利子を 228 万 9,000 円減額、予備費 50 万円を減額いたしております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 5 号）専決第 12 号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,482 万 9,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 4 億 5,095 万 4,000 円といたしました。

まず、歳入からご説明いたします。加入負担金の 22 万 5,000 円は、新規加入 1 件分で、

施設使用料の 155 万 2,000 円は、浄化槽使用料及び農業集落排水施設使用料収入の増加分、県補助金は国庫補助金からの変更で 2,500 万円、繰入金は資本費平準化債の借入れ中止により 3,068 万 8,000 円、雑入は、町有建物災害共済金等で 414 万 7,000 円を追加し、国庫補助金は 2,614 万 1,000 円、町債 6,030 万円を減額をいたしました。

次に、歳出についてであります。浄化槽管理費で 104 万 5,000 円、農業集落排水施設管理費の一般管理費 93 万 1,000 円、現場管理費 559 万 6,000 円、農業集落排水施設事業費で委託料不用額 451 万 7,000 円、農業集落排水施設災害復旧費で 152 万 5,000 円、公債費で償還元金と償還利子の 1,071 万 5,000 円を減額、予備費 50 万円を減額をいたしました。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の説明といたします。

次に、承認第 14 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算(第 4 号)、専決第 13 号について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 27 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 118 万 2,000 円といたしました。内訳でございますが、歳出で天文台南館のエアコン修繕に伴い、修繕料を 70 万 2,000 円増額いたしました以外は、精算による増減となっております。これらの詳細につきまして、事項別明細書を添付いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 15 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算(第 4 号)、専決第 14 号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 931 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 4,517 万 1,000 円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入の使用料におきまして 1,017 万 9,000 円と雑入 16 万円を減額し、一般会計からの繰入金 102 万 4,000 円を増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費におきまして 931 万 5,000 円の減額をいたしておりますが、その主なものは、賃金で 109 万 8,000 円、需用費で 397 万 6,000 円、役員費 99 万 9,000 円、委託料 44 万円、使用料及び賃借料 40 万 1,000 円、工事請負費 60 万円、公課費 164 万 4,000 円をそれぞれ減額いたしております。これは、各節ごとの費用を精査したことによるものと、利用者数において、災害前の 20 年度と比較して宿泊者数が 6,729 人で 733 人増加したものの、食事利用者において、1,757 人、入浴利用者において 593 人と施設利用者数全体で 1,660 人減少いたしており、昨今の経済不況による消費活動の低迷が大きく影響しているものと考えられます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 16 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算(第 3 号)、専決第 15 号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 215 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,560 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身について、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入からご説明をいたします。主なものは、診療収入において 21 万 4,000 円を増額し、一般会計繰入金では 220 万円を減額、諸収入では 16 万 8,000 円を減額するものでございます。

次に、歳出についてであります。総務費で、歯科医師報酬を 75 万円、歯科医師派遣旅費を 7 万 8,000 円、臨時職員賃金 22 万 2,000 円をそれぞれ減額し、合計 145 万 5,000 円を減額するものでございます。医業費では、需用費並びに委託料において不用額 70 万円を減額するものでございます。

以上で、佐用町歯科保健特別会計補正予算(第 3 号)の提案の説明といたします。

最後に、承認第 17 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算(第 3 号)

専決第 16 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,784 万円を減額し、予算の総額を 4,530 万 9,000 円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、利子及び配当金で 7 万円、不動産売払収入で 1,777 万円を減額いたしております。これは、広山団地、さよひめ団地の 3 区画が売却できなかったことによるものでございます。

歳出につきましては、宅地造成総務費で 28 万 3,000 円、基金費で 1,627 万 1,000 円、予備費で 128 万 6,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

これは、各節ごとの費用を精査したことによるものと、歳入において不動産売払収入を減額したことに伴い、基金積立金等を減額するものでございます。

以上、一括でご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） 承認第 5 号ないし承認第 17 号について、当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、承認第 5 号ないし承認第 17 号につきましては、6 月 17 日の本会議で質疑を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 18 . 議案第 66 号 工事請負契約の締結について（桑野地区ほ場整備工事第 2 工区）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 18、議案第 66 号、工事請負契約の締結について、桑野地区ほ場整備工事第 2 工区を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 66 号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本工事は、平成 22 年度着手の町営土地改良事業桑野地区ほ場整備工事第 2 工区であります。

工事概要は、整地工 6.2 ヘクタール、橋梁 2 箇所を含む道路工 772 メートル、用水路工 1,115 メートル、排水路工 374.2 メートルであります。工期は、平成 24 年 3 月 23 日でございます。

平成 23 年 5 月 26 日、佐用町生きがいづくりセンターで、8 社による指名競争入札に付した結果、請負契約金額 7,770 万円。

契約の相手方は、佐用町円応寺 494 の 18。船曳土木興業株式会社代表取締役、船曳勇士氏と決まりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本契約の締結をいたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、お伺いします。
今、第2工区の入札ということで、整備工含めて説明がありました。
じゃあちょっと、確認したいんですが、今回、今の説明では、整備工6.2ヘクタール。
面積、という報告でありますけども、昨年、桑野第1工区ということで、工事が終わって
おるわけですが、桑野第1工区の整備工面積は、どのくらいだったのか、まず伺いま
す。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長、分かりますか。

農林振興課長（茅原 武君） すいません。第1工区持って上がっていませんので、（聴取不能）。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） なぜ、聞きたいかと言いますとね、この議会の74号議案で土地改
良計画の変更というのがね、出されております。
見てみますとね、0.3ヘクタールほど編入。いわゆる計画の変更の議案になっておるん
ですけれども、昨年の第1工区は0.5ヘクタールとして、今回6.2ヘクタールというこ
とになればね、ここでちょっと伺いたいのは、その編入する、まだ議決されてない0.3ヘク
タール分、この分も、この第2工区の入札で実施されたのではないかと。そのように思う
んですね。まあ、これは大問題ですけれども。それで、ちょっと確認したいんですが、こ
の6.2ヘクタールの整備工の中に、74号議案の編入0.3ヘクタール分ですね、これは、入
っているのか、いないのか、まず確認いたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 全体の中の計画面積でございますので、トータルしたもので、
今回、ご報告申し上げます。ですから、トータルの中では、一部含まれております。
減とプラスと合わせまして。
当初お願いしておりました総面積の内ではございますが。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） いや、それでね、全体計画、当初6.4ヘクタール、整備工がね。で、今回、0.3ヘクタール追加ということで、6.7ヘクタールとなりますね。今回、6.2ヘクタールの整備工ということは、まだ議決されてない0.3ヘクタール分も、もう入札を実施したというふうに考えざるを得ない。まあ、そのように、今、言われたんだけども。

それだったら問題となるのは、何のための議決かという問題ですね。これは、地方自治法96条を出すまでもなく、当然、議決なき執行というのは自治法違反ですから、その点から見て、この6.2ヘクタールの入札実施、議決抜きでね、というのは、自治法違反ではないかと、こう言わざるを得ないんですけども、そのあたりは、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） 総務課長。僕ら、説明聞いた時には、そうじゃなかったやろ。

〔鍋島君「何で、今、そうだとやったやろ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前11時08分 再開

議長（矢内作夫君） すいません。

それでは、休憩を解きまして会議を続行いたしたいというふうに思います。

今、提案をいたしておりました議案66号につきまして、ちょっと、町長から説明がござります。はい、町長どうぞ。

町長（庵谷典章君） すいません。えらいご迷惑かけました。

今、提案をさせていただいております工事請負契約につきまして、鍋島議員からですね、指摘を受けました件につきまして、私も、申し訳ないんですけども、十分に、この内容、経緯をですね、把握してなかって、今、担当課長、また、担当者の方からですね、いろいろと、その状況を、私も聞いたところ、この提案につきましてですね、やはり、手続き的に順番が間違っているということが、私も、はっきりと認識いたしました。

大変まあ、申し訳なく、ご迷惑をおかけしたことに、大変申し訳なく思っております。

まあ、ただ、このほ場整備につきましては、既にまあ、着工をされておましてですね、できるだけ早い、工事も完成をしていきたいというふうにも考えております。

この計画変更につきまして、また、次の議案で出させていただいておりますけれども、この計画変更の議決をいただいた後にですね、当然これは、手続き的には、県の方にも計画変更の認可をいただいて、実際に、その後、工事を行っていくというのが、正しいやり方だというふうに思っておりますけれども、まあ、この度もう、既にまあ、入札執行も行ってあります。そういう中で、この今日の議案の議決につきましてはですね、これは、何とか、議会のご配慮をいただいて、最終日に、この計画変更の議決を、審議をいただいて、承認をいただいた後にですね、その工事請負契約の、契約についてはですね、改めて、ご審議をいただいてですね、何卒まあ、ご承認をいただけるように、ひとつ取りはかっていただけますように、私からも、よろしく、私からまあ、おことわりすると共にですね、お願いを申し上げたいと思います。

大変まあ、ご迷惑をお掛けしまして、申し訳ございませんでした。

まあ、今後ですね、このようなことがないようにですね、もっと慎重にですね、しっかりとまあ、手続き等、行って参りたいというふうに思っておりますので、この度の件につきまして、どうぞ、ご配慮賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） 当局からの説明は、今、町長の方でしていただいたんですけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） また、最終日に、審議、採決ということに、町長の方から提案があったんだけど、是非ね、これは明確にしていきたいのは、今はもう、違法性だというのはもう、話の中で、分かりました。議決なき執行だということだね、地方自治法違反です。で、それに対してね、このほ場整備というのは、影響が大きいと、よう分かっているんですわ。だから、重要な問題と、町民的には、重要な影響を与えるというのは、分かっているんだけど、議会としてもね、ああそうですかとは、言えない問題なんですね、これね。

そういった点では、なぜ、このような、誰が考えてもできないことをね、議決もなく、また、県知事の承認もなく、変更して入札した。なぜ、このようになったかということ、きちり調べていただいて、最終日の質疑の中には、このいきさつ等、なった理由ですね、原因、このあたりを明確に出していただきたい。このように思いますけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 改めてですね、もう一度、しっかりとですね、そのいきさつと経緯について、調査した結果ですね、最終日も説明をさせていただいて、ご理解がいただけるようにしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15番、西岡君。

15番（西岡 正君） 今、話聞いたら、最終日ということだと思んですが、工期に関しては、何ら問題ないですね。ないですね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのへんは、当然、これからの工期、全体の中でですね、しっかりと

と、迷惑を、地元にも迷惑掛けないようにですね、取り組ませて参ります。はい。

議長（矢内作夫君） 他。それでは、これで了解をいただけますか。

それでは、議案第 66 号、工事請負契約の締結について、桑野地区ほ場整備事業第 2 工区の件につきましては、6 月 24 日の本会議で質疑・採決を行うように変更したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 19 . 議案第 67 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 19、議案第 67 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 67 号の佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の一部改正は、本年 4 月 1 日から施行されております国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例である職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行い、育児休業等の取得に適切な措置を講ずるものでございます。

主な内容といたしましては、法律により育児休業等の対象職員から除外されていた非常勤職員について、在職期間、在職の見込み、勤務日の日数等、一定の要件を満たす者について育児休業、育児短時間勤務、部分休業が適用されることとなったため、これに準拠するため条例により対象となる職員の要件、育児休業の期間等を規定するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 67 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） この項目の中でですね、4 番の中で、期間が在職 1 年以上である非常勤職員と謳われておりますけれども、その条件の 1 年の中でですね、勤務の形態としては、どんな状態で勤務した場合、いわゆる今までが、こうだったけれど、今後は、こう変わるというようなこと分かれば。

議長（矢内作夫君） 総務課長、分かる。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 一定の要件ということで、勤務を1年以上ということで、今年から、一昨年、条例改正させていただいて、臨時職員という位置づけで、佐用町の方は、対応させていただきましたけれども、それを非常勤化させていただいてます。そういう関係で、佐用町に勤務していただいている臨時職員につきましては、全て非常勤ということにさせていただいてますので、任期的には、1年という限定じゃなしに、非常勤ということで、数年契約ができますので、ほとんどの勤務していただいている職員につきましては、この該当になると。要件を満たすと。基本的には、要件を満たすということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

3番（岡本義次君） いや、その1年以上という中でですね、勤務の形態が、例えば、月によってね、その職員が、ちょっと途中、22日以上勤めることができなくて、5日とか10日の場合もまあ、ややもするとあるわけですね、そういう場合はどうなんかということも含めて。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 一週間の勤務時間、勤務日数が3日以上、3日以上とされている非常勤職員で、1年間の勤務日が、最低でも120日以上勤務していると、そういう条件を満たす職員であれば、この該当する職員ということです。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第67号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第67号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第20. 議案第68号 佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 20、議案第 68 号、佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 68 号、佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本町職員の福利厚生につきましては、佐用町職員互助会を設置し、兵庫県町村職員互助会に委託して実施をいたしております。

今回の改正は、本年 4 月 1 日付けをもって兵庫県町村職員互助会が、一般財団法人兵庫県市町村職員互助会に名称変更し、設立されたことに伴い、本条例中の兵庫県町村職員互助会を一般財団法人兵庫県市町村職員互助会に改めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 68 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 68 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 68 号、佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 21 . 議案第 69 号 佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 21、議案第 69 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、旅費の種類に移転料、着後手当及び扶養親族移転料を加えるものと、特

別急行列車を利用する場合の座席指定料金の支給等を規定する内容でございます。

移転料、着後手当、扶養親族移転料につきましては、いずれも赴任に伴い、住居を移転する場合に必要な諸費用を支給するもので、移転費、扶養親族移転費は引越し費用、着後手当は引越しに伴う諸雑費について支給するという趣旨であり、国家公務員を始め、都道府県、市町村でも規定をされているものでございます。

本町におきましては、合併後移転料等が必要となる赴任を予定していなかったため規定をしておりませんでした。本年4月から、神戸市に住居を移転して職場研修生として兵庫県庁に赴任している職員がおり、本改正を当該職員から適用させたいと考えております。支給対象、支給額等規定の内容は、兵庫県及び県内市町の規定と同様としております。

鉄道賃における座席指定料金につきましては、現規定では普通急行列車を利用した場合に限り支給されることとなっております。ところが、鉄道の高速化という時代の流れから、普通急行列車を運行する路線はほとんどなくなり、現在では急行列車のほとんどは特別急行列車を指すものと思われ、特別急行列車に座席指定料金を支給しないというのは実態にそぐわないため今回改正をさせていただくものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第69号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） これ、国に伴うものということなんですけれども、国に伴うものなんですけれども、絶対にしなければならぬものかという点と、これ、着後手当見ると、2日分と3日とか、いろいろあるんですけども、こう、2日2夜分というのがあるんですけども、これは、金額的には、どういう金額になるんかというのは、ちょっとはっきり分からないので、その点の2点、ちょっと説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） どうしても規定しなければいけないものかとか、ということにつきましてですけども、県の方にまあ、今回、昨年から派遣はしているんですけども、派遣、昨年派遣した職員については、まあ、自宅から通勤できる、圏内での派遣でありました。今回、派遣している職員は、自宅から通勤できないということで、神戸の方に、その居を、住居を構えて、従来の住居と2つの生活、住居を構えていると。そういった点を考えて、派遣、着任、移転料、当然、その家財、必要な家財道具等につきましては、そちらの方に持って行って生活するわけですから、移転料。それと着後手当ということで、いろんな諸経費が掛かります。そういうものを、今回、規定させていただいたんですけども、これにつきましては、町長の提案説明にもありますように、兵庫県につきましても、兵庫県に派遣している各市町、どこも、そういった手当を制度化して、されていると。そういうことも勘案して、今回、規定を設けさせていただいてます。

それと、内容ですけども、参考資料でお付けしていると思います。その中の距離によって、移転料につきましては、距離の区分によって移転料を定めさせていただいてます。佐用町の場合でしたら、具体的に考えられるのは神戸ですので、鉄道 50 キロ以上 100 キロ未満の移転料ということで、12 万 3,000 円で、ただし、これは扶養、単身赴任とか扶養親族があるなしで、変わってきます。今回の佐用町の場合でしたら、単身赴任ですので、この移転料に 2 分の 1 を乗じたものが、移転料として考えられます。

それと、着後手当 2 日 2 夜分という表現してますけれども、これについては、旅費の規定を設けております。従来の旅費規程で、例えば、神戸でしたら、日当 2,000 円、ちょっと待ってくださいよ。ええっと、今の旅費規程で、日当につきましては、1 日、一般職の職員の適用ですので、兵庫県、岡山県、鳥取県内ということで、日当 1 日 1,000 円。その他の地域でしたら 2,000 円です。それ掛ける 2 日。それから 2 夜分というのは、宿泊一夜につき甲地、乙地という区分しておりますけれども、甲地であれば 1 万 2,000 円。乙地であると 1 万 700 円。で、神戸でしたら、甲地ですね、1 万 2,000 円。その 2 日分ですから、2 倍。掛ける 2 と。そういう形での着後手当の支給になります。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔山本君「よろしいか言われても、それは、今までなかったのに、その余所がしよう」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 余所がしようから、どうか、僕には、よう分かりません。余所が、どういうふうにしとんか、全県下的なんか、よう分からんけども、まあ、移転するんに移転費用というのは、まあ、要るんだらうけども、これで、神戸で 12 万 3,000 円か。それと、プラス、着後手当までが、これ要るんかなというのが、よう分からんなという気がするんですけども、よそがしようからするんじゃないかと、要るか要らんかの説明が欲しいなと思うんですけども。ねえ。

これ、着後手当、これ 1 万 2,000 円だったら、2 日分としたらまあ、2 万 4,000 円か。で、移転した後の費用なんやね、これは。移転の費用ではなくしてね。これ、そりゃ要る言うたら要るけど、要る言うたら要るん。これ、よう分からんのやけど。絶対、要るもんや言われたら、ああ、そうですか言うんや。今までなかったのに、要るもんや言われたら分からんのと。

もう 1 点、その、神戸に、この前、去年派遣した子がおると。その子には、どうなるわけ。その点、ちょっと。

〔総務課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず 2 点目の、去年、派遣した職員につきましては、自宅から通勤できる距離でしたので、自宅通勤ということで、ですので、こういった移転料、着後手当は支給してません。該当、まあ、その時点では、こういうことは考えておりませんし、今回の条例で制定した中でも該当はしません。これは、あくまでも、居を、そちらに移すということで、移転料と言うんですか、住居を移すときに、いろんな家財道具等を移転する。

そういった経費を、ここに、移転料として支給するという事です。

それと、着後手当は、そういったものを、移送した後、いろんな消耗的な物を整備すると。住めるように消耗品等を整備すると。そういったものの経費を勘案しての着後手当と。その金額については、従来の着後手当は、旅費の規程を設け、移転料については、距離に応じた移送料と言うんですか、移転料、そういうものを設定させて、他の、国や県の例を見させていただいて設定させていただいている。そういう形で、今回、条例させていただいてます。

従来の、これまでの、そういった派遣については、今まで、そういった該当するような事例は、合併後はありません。

議長（矢内作夫君） また、この件については、総務常任委員会で、しっかりと審議をしていただきたいというふうに思います。よろしいか。

はい、ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 69 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 69 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 22 . 議案第 70 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 22、議案第 70 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 70 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 23 年 4 月 27 日付けで東日本大震災の被害者の負担軽減を図る特例措置を定めた地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして、佐用町税条例の一部を改正いたしたく提案を申し上げる次第でございます。

法律の公布に伴う町条例に係る改正といたしましては、2 点ございまして、1 点目は、雑損控除の特例を定めたものでございます。東日本大震災により、その者の有する資産について受けた損失の金額につきまして、所得割の納税義務者の選択により、平成 22 年度において生じた損失の金額として、平成 23 年度以降の年度分の個人住民税の雑損控

除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものでございます。また、当該雑損控除の適用については、繰越期間を3年から5年に延長することができるというものでございます。

2点目は、住宅借入金等特別税額控除の特例を定めるものでございまして、同控除の適用を受けていた住宅が居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き同控除を適用することができるというものでございます。

本条例の施行日は、公布の日と定めるものでありますが、附則第23条を加える改正規定につきましては、平成24年1月1日から施行すると定めるものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第70号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第70号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第70号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第23. 議案第71号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第23、議案第71号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第71号、非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回改正しようとしています、非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例は、今般の東日本大震災を受け、地方公共団体等に対する特別の財政援助等の措置を実施する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が平成23年5月2日に交付され、同日に施行されました。

同法において、行方不明となった国家公務員の退職手当の支給に関する特例規定が設け

られたところであり、また、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例参考令等についても出されているところでもあります。

つきましては、消防組織法第 37 条に基づく助言があり、東日本大震災により行方不明となった消防団員の死亡の推定することについて、条例を改正しようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 71 号は総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 71 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 71 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 24 . 議案第 72 号 佐用町民グラウンド条例を廃止する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 24、議案第 72 号、佐用町民グラウンド条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 72 号、佐用町民グラウンド条例を廃止する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町民グラウンドにつきましては、佐用町子育て支援センター並びに佐用保育園として平成 21 年 10 月 31 日に竣工、同 11 月 7 日及び 9 日からの供用を開始しているところでございますが、底地となっております以前の佐用町民グラウンドにつきまして、関係条例を整理しておりませんでしたので、今回条例を廃止しようとするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 72 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題といたしております議案第 72 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 72 号、佐用町民グラウンド条例を廃止する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 25 . 議案第 73 号 佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 25、議案第 73 号、佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 73 号、佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回一部を改正しようとしております、佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例は、森林整備に必要な林内路網の整備及び荒廃した溪流等の整備事業を行うに当たり、別表の、林業用作業道新設事業の受益者負担率 20 パーセント以内、備考の欄に、林内路網整備事業を含むを、治山事業の款町単独事業の項受益者負担率 3 分の 1 以内、備考の欄に、荒廃溪流等整備事業を含むを加えて、平成 23 年度からの事業に伴う受益者負担率を定めようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 73 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7 番、井上君。

7 番（井上洋文君） ちょっと、単純なことで、ちょっとお聞きしたいんですけども、林道とですね、1 点は、林道と林業用作業道との、この定義言うんですかね、分け方、どのように、あの、林道と作業道とは、分かれておるんかということが 1 点と。

それからその、治山事業で、国県の補助事業と町単独事業があるわけですけど、これは、どのようにして分けてされているのか。その2点お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 基本的には、林道というのは、幅があつてですね、大きな4トン車等が、2トン車とか、大きな物が通れる、そういった物に耐えうる構造を作った物を林道というふうに考えていただいたらいいんじゃないかと思ひます。

それから、作業道というのは、運搬車と言ひますか、ああいった物で運べる程度、1メートル20ぐらいな程度のも、そういったもので作業用に作られたもの、これを作業道と考へていただければいいんじゃないかと思ひます。

後、国県の話ですが、国県につきましては、これは、治山事業の対象になるものは、危険度の問題とかござひますので、そういったもの。

それから、町単で、今回やろうとしておりますのは、溪流等で、今回の災害等では、非常にこう、土木関係の公共事業にもかからないとか、そういったものの、ようなところにおける、いわゆる町の単独でせざるを得ないような溪流等を、何とかしようという、そういったものでござひまして、元々、そういった町単の事業ということでの定義づけをしておつたものではなかつたんじゃないかと思ひます。今回、新たに、そういった意味での、町で、単独で、その中へ入れさせていただきたいということござひます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 受益者負担額は、変わつてないわけなんですけれども、この度の災害でですね、当然そういう溪流等が荒廃言うんか、荒れておりますので、そういうやつが、今度、これらで網羅言うんか、入つてきたんだと思ひますけれども、そういう調査された結果ですね、どれぐらいあるとか、どのような範囲で出てくるとかというような概況は、おつかみになっていまひますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 全体像としましては、私どもが調査したわけじゃござひませんが、県の外郭団体等で、調査していただきました関係がござひまして、それによりまして、いわゆる林内の溪流含めた路網的なものですね、これが200箇所以上は、荒廃していまひると

というようなものも、報告も、県の方から提出していただいた中には、あります。

後、今回、やろうとしております小さい部分ですね、これにつきましての数字は、まだ、全体像としては把握しておりません。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっとあの、単純なことなんですけれども、荒廃溪流等整備事業を含むと書いてあるわけなんですけれども、これはあの、小河川とか、もしくは県のそういったところもあるかと思うんですけれども、負担が3分の1以内とこう、書いてあるわけなんですけれども、これ、誰が3分の1負担するんですか。その川とか、そういったもの。いろんなものについて。ちょっと、それをお聞きしたいんですけれども。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今回、委員会の方へ付託させていただくわけですが、この3分の1以内という、条例の中では、3分の1以内というところで定義づけをさせていただいております。

後、この3分の1以内を、どのようにするかというのは、委員会の方で、お願いしようと思うんですけれども、先ほどおっしゃいました、その負担を誰がするかといったようなところもございますし、当然、家の裏であるとかいった、その宅地にかかるような所で、個人的にご負担願いたいような所もございます。まあ、このことにつきましては、それぞれ、負担率ゼロから、それぞれの率を定めさせていただこうということで、委員会の方で、お願いさせていただきたいと思うんですが、それで、よろしいでしょうか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） まああの、それだったらね、ゼロから3分の1以内と書いておけば、納得はするわけなんですけどね、林地崩壊なんかについては、それは、勿論、よく分かっているんですけれども、溪流と言えば、やっぱり、観光的にも、ええような場所もあるかも分からんのでね、そういった所を整備する時に、3分の1払うのは、誰が払うんだらうかということをお聞きしたわけなんです。

もうちょっと、ええがい教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、言いましたところの農地、農業用施設、こういったものにつきましては、いわゆる所有者にお願いしたい。

それから、人家、これにつきましても、所有者の方にお願いしたい。

公共的な、いわゆる赤線、青線に類似するような所がございますね。こういった所につきましては、いわゆる公共施設にみなして、負担はなしというような考え方をさせていただいたらどうかということで、委員会の方にもお願いしようかなということで、今、考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） そないなこと、それは理解したと言ったわけなんでね、溪流について、誰が、支払いするんですかって聞いたんです。溪流。溪流。

農林振興課長（茅原 武君） 溪流。

2番（新田俊一君） ここ書いてあるでしょう。荒廃溪流等と書いてあるんです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） ですから、今さっき言いましたようにですね、いわゆるその、赤線、青線と言われるような所でない所がございます。それを、溪流。赤線、青線につきましては、また、別途の話が出てくるかと思いますが、若干、含まれるところもありますけれども、そういった、谷筋ですね、そういった所を、溪流というように捉えて、今回の事業をやりたいという計画でございます。

ですから、普通のあの、河川、中小河川に及ぶものではないということです。

〔新田君「どうも、理解できのんやけどな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） また、その点についても、産建で、きちっと審査していただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

6番（松尾文雄君） 産建に行く人はええけど、そうじゃない人は、今、ここで聞いておかなあかんのやから、産建で調べてもらいたいいうんじゃなしに、産建以外の者は、ここで聞いておかなあかんわけですよ。産建の人は聞けますよ。

そやから、産建じゃ、産建じゃ言うてこう、執行側も言うておるけど、いや、そうじゃない。やっぱり、きちっと説明しておかないかん。

議長（矢内作夫君）　　まだ、ほんなら。

農林振興課長（茅原 武君）　　溪流（聴取不能）。

議長（矢内作夫君）　　いや、要は、溪流だったら、ゼロやと言ったら。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、町長。
　　ゼロじゃ思うんやけどな。

町長（庵道典章君）　　まあ、これはですね、いろんな、幅広くて、いろんな例があるわけです。ですからまあ、今まで、こういう所が、言えば、事業としてもう、実際のメニューが抜けていたわけ、なかったわけですね。今回の災害が、特にまあ、そういう面を対策をしていかなきゃいけないということで、まあ、その、裏山の小さな谷筋なんかについては、本来、大きなところは、砂防事業だとか、治山事業なんかで、堰堤をつくったりしてですね、それは、県等にも申請をして、まあ、県の事業なんかにも、できるだけやっていたいておりますけれども、まあ、そういう採択が受けられないような所が、たくさんあるわけです。まあ、そういう所に対して、まあ、町が、改めて、まあ、こういうものを取り組んでいくために、まあ、今回まあ、じゃあ、どこに、その対象者、建設課で、河川であれば、当然まあ、これは小河川であっても、建設課が担当する分野であるし、農林については、本当は、農地とかですね、その森林、山林でありますけれども、実際どこにも置けない。だから、これは、山林の中のまあ、そういう農林事業の補助要綱を作ってですね、この事業をやっていこうと。その内容については、これから、再度、その中の規定を詰めていきたいと思っております。

　　ですからまあ、そういうその、小さな河川、まあ、雨が降った時だけ河川になるような所、谷筋のですね、そういう所について、これ、なかなか、誰が受益者なのか、それは、少なくとも、水を取ったりするんだったら、その水を使うための受益者というのがあるんですけども、ただ、それは、土砂が流出しないように、その災害が起きないようにする対策ですから、ある意味では、全てが、その関係者という形になってきます。

　　ただ、そういう中にも、先ほど、課長が言いましたようにね、そこには、下に田んぼがあったり畑があって、直接そこに水を取ったり、そこに関係するような所もありますし、その宅地に関係する所もあります。

　　ですからまあ、そういう水路とかですね、そういうものも関係して、ただ、そこで止めていくような、土砂止めをつくるだけではなくってですね、その下流の部分もその、同時に改良していかなきゃいけないような所が、実際にあるわけです。だから、そういう所については、やはり、排水路とか、そういう関係の中で、これまでも地域、その関係者、受益者負担というものをいただいておりますのでね、それは、やっぱり、そういう規定、分類して、その事業なり、その、内容によってですね、これは、規定を、しっかりと整理していかなきゃいけないと思ってます。

　　ですから、まあ、山林で、今言いましたような所の、その土砂を流出防止策とか、そういうものについてはですね、これは、できるだけまあ、その地域の、その負担という、受益者負担というものを限定することはできませんから、それなら、やっぱり、通常の河川なんかの工事と同じような考え方ですね、町としては、予算の範囲内ですけれども、少

なくとも、いくらでもできるわけじゃないんで、まあ、この予算、最低限の事業を、こちらが行った中で、地元負担については、まあ、それは、徴収することは、私は、できないだろう。する必要ないだろうという考え方もしておりますのでね、そういうことを、これから、ちゃんと整理をした中で、また、議会の方にも報告をさせていただいたり、また、建設常任委員会の方でも、審議を、協議をいただきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔新田君「もういっぺん、ええか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） それであればね、僕ら、頭悪いから分からんのやけど、この溪流言うたら、景観地区かなんかの溪流かなと思うたんやけど、考えたわけなんですね。そやさかいに、もうちょっとこう、分かるようにするとか、先ほど、ゼロか3分の1言うんだったら、それも、やっぱり記入しておくべきで、渡しておるの、3分の1と書いてあるでしょうなんて言われたらね、まあ、いろいろとまた、受益者負担の問題、ごたごたするかも分からんのんで、もうちょっと、このへんのところは、きっちり書いておったらいいんじゃないかと思えます。

それと、もう1点ね、作業道と林道の発言がありましたけどね、作業道は、1.2メートルで、小さいあれが通るところが作業道いう話ですけどね、僕、三日月の方なんかでつくっておるのは、ダンプ入りますよ。それは、1.2メートルか、もっと広いですよ。（聴取不能）11トンでも入るんじゃないですか。そやさかいに、何で、それ、1.2メートルになったんか。それは、どこにつける道ですか。作業道いうのは。作業道でも、もっと、3メートル余り、ずっとあるんですけどね。

だから、そういうのん、（聴取不能）、ちょっと、おかしいんやないですか。よく見られてから、やっぱり、そことも話したらええんですかね。ちょっと、おかしいと思えますけど、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、ご指摘の話でございますが、標準的なお話の中で、以前から作業道については、メートル1,000円であるとか、2,000円であるとか、そういった助成制度があったような地域、市町もあったかと思われま。

そういったレベルでのお話をさせていただいたということございまして、後は、今、議員ご指摘のように、その大きな作業道をつけられておるといったところも、それは、あることは、あると思えます。

〔新田君「ちょっと、ええがい説明してえな。納得いかんのんですけど」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 追加説明しますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。はい。

農林振興課長（茅原 武君） 勉強不足のところがございますが、今、林道につきましては、林道構造令に基づき、いわゆる強度のあるものですね、こういったものを林道と言うというようなことでございます。

議長（矢内作夫君） はい。ほかには。ほかにはないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 73 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい。

ここで、ちょっとお諮りをしたいんですが、12 時がまあ、来ようとしておるんですけども、このまま議事を続行したいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

〔山本君「これ、全部」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、最後まで。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、ご異議ないということですので、このまま議事を続行いたします。

〔山本君「えっ、これお前、一般会計説明するんだろ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えっ。します。

日程第 26 . 議案第 74 号 町営土地改良事業の計画変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 26、議案第 74 号、町営土地改良事業の計画変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 74 号、町営土地改良事業の計画変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回変更しようとしております、平成 22 年度着手、桑野地区の町営土地改良事業の計画に非農用地の換地を行う必要が生じたことによるものでございます。

主なものは、庵川の河川改修計画の河川用地 1,348.51 平米と工場用地 254 平米でござ

います。この変更に伴う土地改良事業の基本計画を、地区面積 7.6 ヘクタール、整備工 6.7 ヘクタール、道路工 810 メートル、用水路工 1,357 メートル及び排水路工 539 メートルに、それぞれ変更するものでございます。

県知事に協議し、その同意を得る前に、議会の議決を必要といたしますので、ご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 74 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 74 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 74 号、町営土地改良事業の計画変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

-
- 日程第 27 . 議案第 75 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 28 . 議案第 76 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 29 . 議案第 77 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 30 . 議案第 78 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 31 . 議案第 79 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 27 ないし日程第 31 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

議案第 75 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について。
議案第 76 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 77 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 78 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 79 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 75 号から議案第 79 号について一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 75 号、佐用町一般会計補正予算（第 2 号）からご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 550 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 5,206 万円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、農林水産業費分担金を 219 万 6,000 円増額いたしております。

国庫支出金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金 500 万円を追加計上いたしております。消防団の分団再編に伴う消防施設整備費補助事業に充当する予定でございます。

県支出金につきましては、2,165 万 9,000 円を増額いたしております。内訳は、県補助金におきまして、農林水産業費県補助金を 300 万 6,000 円減額、災害復旧費県補助金におきましては、現年発生農林災害復旧費補助金を 2,466 万 5,000 円を追加いたしております。

寄附金につきましては、現年発生農林災害復旧事業に係る寄附金を 16 万 7,000 円追加計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を 7,577 万 8,000 円増額いたしております。

町債につきましては、70 万円の増額でございます。農業生産基盤整備事業に係る合併特例事業債の増額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費につきましては、1,057 万 7,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては、816 万 9,000 円の増額。一般管理費の時間外勤務手当及び旅費の増額、情報通信施設費のテレビ放送難視聴地域解消対策事業補助金の追加計上などが主なものでございます。徴税費は、臨時職員賃金等 232 万 7,000 円の増額。統計調査費におきましては、時間外勤務手当 8 万 1,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、1,237 万 6,000 円の増額でございます。中身につきましては、社会福祉費におきまして、介護保険特別会計繰出金を 252 万 5,000 円、児童福祉費におきまして、子育て支援センター運営費の臨時職員賃金等を 360 万 3,000 円、国民年金事務取扱費におきまして、時間外勤務手当を 24 万 8,000 円、災害救助費におきましても、時間外勤務手当を 600 万円、それぞれ増額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、2,550 万円の増額。農業費におきまして、要望対応により、野生動物防護柵設置費補助金を追加計上いたしております。

土木費につきましては、91 万 8,000 円の増額で、土木管理費及び道路橋梁費におきまして、時間外勤務手当をそれぞれ 45 万 7,000 円、また、46 万 1,000 円増額いたしております。

消防費につきましては、117 万 4,000 円の増額でございます。内訳といたしまして、常備消防費におきまして、東日本大震災に係る緊急消防援助隊活動費といたしまして、旅費など 52 万円の増額、非常備消防費におきましては時間外勤務手当 65 万 4,000 円の増額で

ございます。

教育費につきましては、327万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、教育総務費におきまして、学校教育指導主事の臨時職員賃金等301万6,000円を、社会教育費におきましては、社会教育主事の資格取得講習に係る旅費25万6,000円を追加計上いたしております。

災害復旧費につきましては、5,168万3,000円の増額でございます。中身は、農林水産施設災害復旧費の増額で、内訳といたしまして、現年災害復旧費で、去る5月11日の豪雨災害に係る災害復旧事業費を3,090万3,000円追加。過年災害復旧費では、町単独災害復旧工事補助金を2,000万円増額いたしております。

次に、地方債の補正でございますが、第2表、地方債補正によりまして説明を申し上げます。2ページでございます。

農業生産基盤整備事業につきましては、今回の補正予算で充当財源の分担金及び県補助金を調整した結果、起債額の増額が見込まれるため、限度額を4,000万円に改めるものでございます。

以上簡単でございますが、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第76号、佐用町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,639万6,000円に改めるものでございます。その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

予算書1ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、繰入金につきましては252万5,000円の増額。一般会計繰入金でございます。

歳出につきましては、総務費におきまして252万5,000円、時間外勤務手当の増額でございます。

次に、議案第77号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,356万4,000円に改めるものでございます。その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入でございますが、繰越金につきましては120万円の増額。前年度繰越金でございます。

歳出につきましては、簡易水道事業費において120万円、時間外勤務手当の増額でございます。

次に、議案第78号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億75万8,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、まず、歳入でございますが、繰越金につきましては40万円の増額。前年度繰越金でございます。

歳出につきましては、公共下水道事業費におきまして40万円、時間外勤務手当の増額でございます。

次に、議案第79号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 60 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,561 万 8,000 円に改めるものでございます。その中身につきまして、第 1 表の歳入歳出予算補正に、ご覧いただきたいと思ひます。

まず、歳入でございますが、繰越金につきまして 60 万円の増額。前年度繰越金でございます。

歳出につきましては、生活排水処理事業費におきまして 60 万円、時間外勤務手当の増額でございます。

議案第 75 号から議案第 79 号までの補正予算について説明をさせていただきました。ご審議の上ご承認いただきますように、よろしくお願ひ申し上げまして提案説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題といたしております、議案第 75 号ないし議案第 79 号につきましては、6 月 24 日の本会議最終日に質疑を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいというふうに思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 32 . 委員会付託について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 32 に入ります。

日程第 32 は委員会付託についてであります。

ここで、資料配布のため、暫時休憩をいたします。

午後 0 0 時 0 7 分 休憩

午後 0 0 時 0 9 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りをいたします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明 6 月 8 日から 13 日まで、委員会開催等のため、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

なお、次の本会議は6月14日火曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。どうも、ご苦勞様でした。

午後00時10分 散会
